

■返戻金制度

- ・有料職業紹介に関する契約書で個別に定める。
- ・紹介人材が求人会社に入社後、本人都合若しくは死亡した場合、または求人会社の責によらない理由により求人会社が解雇した場合について期間に応じて返戻金を定める。

期間：1 か月以内 3 か月以内 6 カ月以内